

平成24年度診療報酬改定について、皆様からの御意見をお聞かせ  
いただきたいと思います。

## 「平成24年度診療報酬改定に係る検討状況について(現時点の骨子)」に 関するご意見の募集について

平成24年1月18日  
中央社会保険医療協議会  
〔事務局:厚生労働省保険局医療課〕

平成24年度診療報酬改定については、本日、厚生労働大臣から中央社会保険医療協議会(以下「中医協」という。)に対し、昨年末の予算編成過程で決定された改定率と、社会保障審議会医療保険部会・医療部会において策定された「平成24年度診療報酬改定の基本方針」に基づいて診療報酬点数の改定案を作成するよう、諮問が行われました。

これを受けて、当協議会では、平成24年度診療報酬改定に関するこれまでの議論を踏まえ、「平成24年度診療報酬改定に係る検討状況について(現時点の骨子)」を取りまとめました。

今後は、この「現時点の骨子」を基に具体的な議論を行っていくこととしておりますが、医療の現場や患者等国民の皆様の御意見を踏まえながら、幅広く議論を進めるという観点から、今般、以下の要領により「平成24年度診療報酬に係る検討状況について(現時点の骨子)」に対する御意見を募集することといたしました。

いただいた御意見については、今後、中医協の場等で公表させていただく場合があります(個人が特定されるような情報は秘匿いたします。)

また、御意見に個別に回答することは予定しておりませんので、その旨御了承下さい。

※「平成24年度診療報酬改定に係る検討状況について(現時点の骨子)」の内容  
はこちら([PDF: 279KB](#))

「現時点の骨子に対する中医協での意見」([PDF: 223KB](#))

(参考)

「平成24年度診療報酬改定の基本方針」([PDF: 275KB](#))

「平成24年度診療報酬改定について(改定率)」([PDF: 22KB](#))

-----【意見提出用様式】----- (Excel: 47KB) (PDF: 248KB)

【御意見受付期間】

平成24年1月18日(水)～1月25(水)[必着]

【提出先】

○ 電子メールの場合

- ・kaitei@mhlw.go.jpまでお寄せ下さい。
- ・メールの題名は「平成24年度診療報酬改定に関する意見」として下さい。
- ・ご意見につきましては、必ず上に示す様式に記入の上、ファイルを電子メールに添付して提出していただきますようお願いいたします。

○ 郵送の場合

送付先

〒100-8916

東京都千代田区霞が関 1-2-2

厚生労働省保険局医療課 平成24年度診療報酬改定に関する意見募集担当  
宛

郵送による場合も、ご意見につきましては必ず上に示す様式に記入の上、提出していただきますようお願いいたします。

※ 電話によるご意見はお受けできかねますので、あらかじめご了承下さい。

## 意見提出様式

# 「平成24年度診療報酬改定に係る検討状況について(現時点の骨子)」への意見募集

このたびは、「平成24年度診療報酬改定に係る検討状況について(現時点の骨子)」にご意見を提出いただき、ありがとうございます。以下の要領に沿ってご意見を提出いただきますよう、よろしくお願いいたします。

提出されたご意見の内容について、確認させていただく場合がございますので、連絡先のご記入をお願いします。

氏名 \_\_\_\_\_ 郵便番号 \_\_\_\_\_

住所1 \_\_\_\_\_

住所2(住所1に入りきらない場合に使用してください。) \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

### 1. ご自身の属性について (※ ①から③まで必ず全てご記入ください。)

①年齢: \_\_\_\_\_ (※ 下記1～5より対応する番号をご記入ください。)

- |            |            |            |
|------------|------------|------------|
| 1. 20歳未満   | 2. 20歳～39歳 | 3. 40歳～64歳 |
| 4. 65歳～74歳 | 5. 75歳以上   |            |

②性別: \_\_\_\_\_ (※ 下記1・2より対応する番号をご記入ください。)

- |       |                                |
|-------|--------------------------------|
| 1. 男性 | <input type="checkbox"/> 2. 女性 |
|-------|--------------------------------|

③職業: \_\_\_\_\_ (※ 下記1～22より対応する番号をご記入ください。)

#### <医療関係者以外>

- |              |         |           |
|--------------|---------|-----------|
| 1. 会社員       | 2. 会社役員 | 3. 自営業    |
| 4. 公務員       | 5. 教員   | 6. 社会福祉関係 |
| 7. パート・アルバイト | 8. 学生   | 9. 無職     |

#### <医療関係者>

- |               |                  |               |
|---------------|------------------|---------------|
| 10. 医療機関経営    | 11. 医療機関職員(医療事務) | 12. 医師(勤務)    |
| 13. 医師(開業)    | 14. 歯科医師(勤務)     | 15. 歯科医師(開業)  |
| 16. 看護師       | 17. 准看護師         | 18. 保健師       |
| 19. 助産師       | 20. 薬剤師(薬局勤務)    | 21. 薬剤師(病院勤務) |
| 22. その他医療関係職種 |                  |               |

## 2. ご意見について

### ○ ご意見を提出される点

(※ 5～6ページの項目一覧をごらんになり、番号を一つ選択の上、ご記入ください。  
なお、複数の項目についてご意見をいただける場合は、様式をコピーの上、項目番号ごとにシートを分けてご記入ください。)

◆項目番号: \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_

◆内 容 : \_\_\_\_\_ について

**※(項目番号・内容を必ずご記入ください。)**

### ○ 上記項目に対するご意見

# 「平成24年度診療報酬改定に係る検討状況について(現時点の骨子)」項目(案)

※ 「平成24年度診療報酬改定の基本方針」より整理

## 1 「重点課題1」急性期医療の適切な提供に向けた病院勤務医等の負担の大きな医療従事者の負担軽減

項目番号	内容
1-1	救急・周産期医療の推進について
1-2	病院医療従事者の勤務体制の改善等の取組について
1-3	救急外来や外来診療の機能分化の推進について
1-4	病棟薬剤師や歯科等を含むチーム医療の促進について

## 2 「重点課題2」医療と介護の役割分担の明確化と地域における連携体制の強化の推進及び地域生活を支える在宅医療等の充実

項目番号	内容
2-1	在宅医療を担う医療機関の役割分担や連携の促進について
2-2	看取りに至るまでの医療の充実について
2-3	早期の在宅療養への移行や地域生活への復帰に向けた取組の促進について
2-4	在宅歯科、在宅薬剤管理の充実について
2-5	訪問看護の充実について
2-6	医療・介護の円滑な連携について

## 3 「4つの視点I」充実が求められる分野を適切に評価していく視点

項目番号	内容
3-1	がん医療の充実について
3-2	生活習慣病対策の推進について
3-3	精神疾患に対する医療の充実について
3-4	認知症対策の推進について
3-5	感染症対策の推進について
3-6	リハビリテーションの充実について
3-7	生活の質に配慮した歯科医療の推進について
3-8	医療技術の適切な評価について
3-9	イノベーションの適切な評価について

4 「4つの視点Ⅱ」 患者からみて分かりやすく納得でき、  
安心・安全で、生活の質にも配慮した医療を  
実現する視点

項目番号	内容
4-1	医療安全対策等の推進について
4-2	患者に対する相談支援体制の充実等について
4-3	診療報酬点数表における用語・技術の平易化・簡素化について

5 「4つの視点Ⅲ」 医療機能の分化と連携等を通じて、質が高く  
効率的な医療を実現する視点

項目番号	内容
5-1	病院機能にあわせた効率的な入院医療等について
5-2	慢性期入院医療の適切な評価について
5-3	医療の提供が困難な地域に配慮した評価について
5-4	診療所の機能に着目した評価について
5-5	医療機関間の連携に着目した評価について
5-6	調剤報酬について

6 「4つの視点Ⅳ」 効率化余地があると思われる領域を適正化  
する視点

項目番号	内容
6-1	後発医薬品の使用促進について
6-2	平均在院日数の減少や社会的入院の是正に向けた取組について
6-3	市場実勢価格等を踏まえた医薬品・医療材料・検査の適正評価について
6-4	相対的に治療効果が低くなった技術等の適正な評価について